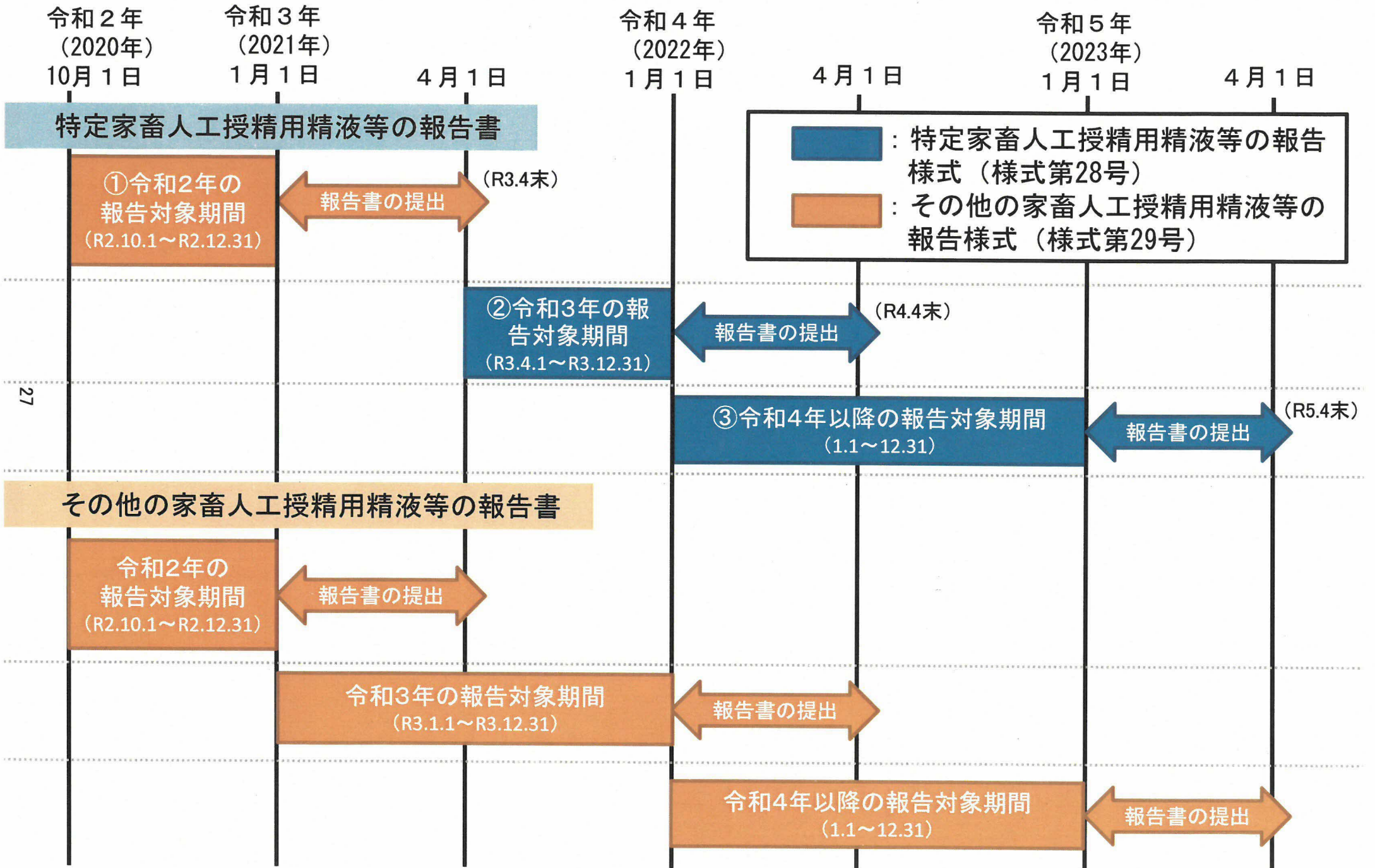


家畜人工授精所における業務に関する報告書について



特定家畜人工授精用精液等の報告書②(令和3年(2021年))

特定家畜人工授精用精液等に係る、許可証に記載されている業務の別を全て記載してください。

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書

2022年 3月 15日提出

都道府県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、2021年1月1日から令和3年3月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

- 1 家畜人工授精所の管理番号：012345
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地：農林家畜人工授精所 東京都千代田区霞が関1-2-1
- 3 家畜人工授精所の業務の別：1、2、4
- 4 報告対象物：1
- 5 前年12月31日時点の保存数量：200
- 6 家畜人工授精所の運営の状況

報告対象物ごとに報告書を作成してください。受精卵の場合、体内受精卵と体外受精卵の数量はまとめてください。

(単位：本)	2021年												合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
生産数量	種付台帳参照			600	800	600	500	600	500	700	600	500	5400
譲受数量	譲渡等記録簿参照			300	450	0	0	0	0	0	0	200	950
譲渡数量	譲渡等記録簿参照			500	200	800	800	600	900	500	700	300	5300
利用数量	家畜人工授精簿参照			50	0	200	100	100	200	100	100	100	950
廃棄又は 亡失した数量	譲渡等記録簿参照			0	5	0	0	0	0	0	0	0	5
月末時点の 保存数量	上記集計		300	650	1695	1300	900	800	200	300	100	400	
備考							亡失した 精液の発 見+5						

令和3年の1年間に係る報告は4月からの記入で構いませんが、3月末時点の保存数量は記載してください。

特定家畜人工授精用精液等の報告書③(令和4年以降(2022年))

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書

2023年 3月 15日提出

都道府県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、2022年1月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

- 1 家畜人工授精所の管理番号：012345
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地：農林家畜人工授精所 東京都千代田区霞が関1-2-1
- 3 家畜人工授精所の業務の別：1、2、4
- 4 報告対象物：1
- 5 前年12月31日時点の保存数量：400
- 6 家畜人工授精所の運営の状況

(単位：本)	2022年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
生産数量	400	500	300	600	800	500	600	700	600	500	500	700	6500
譲受数量	200	0	0	300	0	0	0	0	0	0	0	200	700
譲渡数量	600	400	300	400	700	400	800	600	100	600	600	700	6200
利用数量	100	0	200	100	0	200	100	100	200	100	100	100	1300
廃棄又は 亡失した数量	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
月末時点の 保存数量	300	399	200	600	700	600	300	300	600	400	200	300	
備考			亡失した 精液の発 見+1										

その他の家畜人工授精用精液等の報告書

特定家畜人工授精用精液等とその他の家畜人工授精用精液等の両方について家畜人工授精所で取り扱っている場合は、特定家畜人工授精用精液等で1枚、その他の家畜人工授精用精液等で1枚とそれぞれ作成の上、提出してください。

家畜人工授精所における家畜人工授精用精液又は家畜受精卵 (特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。)の業務に関する報告書

2021年 3月 10日提出

都道府県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、2020年1月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

1	家畜人工授精所の管理番号	012345
2	家畜人工授精所の名称及び所在地	農林家畜人工授精所 東京都千代田区霞が関1-2-1
3	家畜の種類及びその業務の別	2 (1)
4	家畜人工授精用精液を譲渡した件数	5
5	家畜人工授精用精液を譲受した件数	30
6	家畜受精卵を譲渡した件数	
7	家畜受精卵を譲受した件数	

受精卵業務がない家畜人工授精所の場合は、空白でかまいません。

許可証に記載されている家畜の種類毎に業務の別を記載してください。
(特定家畜人工授精用精液の家畜は除いてください。)